

○ 無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案	現行
<p>（試験科目）</p> <p>第五条 国家試験は、次の各号に掲げる無線従事者の資格に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験科目について行う。</p> <p>一〜十九 （略）</p> <p>二十 第二級アマチュア無線技士 （略）</p> <p>ロ 法規 （略）</p> <p>二十一 第二級アマチュア無線技士 （略）</p> <p>ロ 法規 （略）</p> <p>二十二〜二十三 （略）</p>	<p>（試験科目）</p> <p>第五条 （同上）</p> <p>一〜十九 （略）</p> <p>二十 第二級アマチュア無線技士 （略）</p> <p>ロ <u>電気通信術</u> <u>モールス電信 一分間二十五字の速度の欧文普通語による約</u> <u>二分間の音響受信</u></p> <p>ハ 法規 （略）</p> <p>二十一 第二級アマチュア無線技士 （略）</p> <p>ロ <u>電気通信術</u> <u>モールス電信 一分間二十五字の速度の欧文普通語による約</u> <u>二分間の音響受信</u></p> <p>ハ 法規 （略）</p> <p>二十二〜二十三 （略）</p>

2 (略)

(科目合格者等に対する免除)

第六条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる資格の国家試験において電気通信術の試験に合格点を得た者が当該電気通信術の試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内に実施される同表の下欄に掲げる資格の国家試験を受ける場合は、申請により、当該電気通信術の試験を免除する。

電気通信術の試験に合格した資格	受験する資格
第一級総合無線通信士	第一級総合無線通信士 第二級総合無線通信士 第三級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第三級海上無線通信士 航空無線通信士
第二級総合無線通信士	第二級総合無線通信士 第三級総合無線通信士 航空無線通信士

2 (略)

(科目合格者等に対する免除)

第六条 (略)

2 (同上)

電気通信術の試験に合格した資格	受験する資格
第一級総合無線通信士	第一級総合無線通信士 第二級総合無線通信士 第三級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第三級海上無線通信士 航空無線通信士 <del>第一級アマチュア無線技士</del> <del>第二級アマチュア無線技士</del>
第二級総合無線通信士	第二級総合無線通信士 第三級総合無線通信士 航空無線通信士

第三級総合無線通信士	第三級総合無線通信士
(略)	

(試験員の要件)

第八十七条 (略)

2 試験事務のうち、電気通信術の試験に係る技能の判定に関する事務については、次に掲げる者でなければ行うことができない。

一〜四 (略)

五 第一級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、航空無線通信士、航空特殊無線技士又は国内電信級陸上特殊無線技士として必要な技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級総合無線通信士の資格を有する者で前項第一号ロに該当するもの、第二級総合無線通信士の資格を有する者で前項第二号ハに該当するもの又はこれらと同等以上の技能を有するものと総務大臣が認める者

3 (略)

別表第一号 (第八条第一項関係)

	第一級アマチュア無線技士 第二級アマチュア無線技士
第三級総合無線通信士	第三級総合無線通信士 第一級アマチュア無線技士 第二級アマチュア無線技士
(略)	
第一級アマチュア無線技士又は 第二級アマチュア無線技士	第一級アマチュア無線技士 第二級アマチュア無線技士

(試験員の要件)

第八十七条 (略)

2 (同上)

一〜四 (略)

五 第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、航空無線通信士、航空特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士として必要な技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級総合無線通信士の資格を有する者で前項第二号ロに該当するもの、第二級総合無線通信士の資格を有する者で前項第二号ハに該当するもの又はこれらと同等以上の技能を有するものと総務大臣が認める者

3 (略)

別表第一号 (第八条第一項関係)

第二級陸	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	受験者が 現に有す る資格
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	受験する 資格
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	無 線 工 学 の 基 礎
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	無 線 工 学 A
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	無 線 工 学 B
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	電 気 通 信 術
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	法 規
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	英 語
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	無 線 工 学

第二級陸	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	受験者が 現に有す る資格
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	受験する 資格
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	無 線 工 学 の 基 礎
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	無 線 工 学 A
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	無 線 工 学 B
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	電 気 通 信 術
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	法 規
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	英 語
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	無 線 工 学

上無線技 術士		略	略	略	略	略	略	略
------------	--	---	---	---	---	---	---	---

注 免除する試験科目は、○印を付したものとする。

附 則 (平成二十三年 月 日総務省令第 号)  
(施行期日)

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

上無線技 術士		略	略	略	略	略	略
第二級ア マチュア 無線技士	第一級ア マチュア 無線技士				○		

注 (同上)